

ちのDMO宿泊データ分析システム導入に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

茅野市観光振興政策・戦略を効果的に策定するためには、市内宿泊施設の宿泊実態や宿泊者属性などのデータを正確に把握することが重要である。そこで、一般社団法人ちの観光まちづくり推進機構では、新たに宿泊データ分析システムを開発・導入し、ここから得られるデータを活用することで、ターゲットの明確化やプロモーション戦略の最適化を図り、地域全体の観光産業の収益性向上と経済波及効果の最大化を目指す。

本プロポーザルは、これらの目的を達成するシステム開発・導入を担う事業者を選定するために実施するものである。

2 業務の概要

別紙の「ちのDMO宿泊データ分析システム導入業務委託 仕様書」による

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 プロポーザルに参加することができない者

次に掲げる事項に該当する者は、本プロポーザルに参加することができない。

（※応募は法人を対象としているため、個人及び個人事業主は応募できない。）

- (1) 法人及び法人代表個人の市税等を滞納している者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 正当な理由が無く契約を締結せず、又は契約者が契約を履行することを妨げた者で、当該事実があった後、2年を経過していない者
- (4) 宗教活動・政治活動のために利用しようとする者
- (5) 風俗営業等の制限及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用に供する者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当する者
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物を処理するための用に供する者
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体またはその構成員
- (9) 次に申立てがなされている者
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続き開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立て

5 スケジュール

- (1) 公募開始 令和7年3月31日(月)
- (2) 参加表明書提出期限 令和7年4月8日(火)午後5時00分 厳守
- (3) 質問受付期限 令和7年4月9日(水)午後5時00分 厳守
- (4) 質問回答 令和7年4月14日(月)
- (5) 提案書類提出期限 令和7年4月16日(水)午後5時00分
- (6) 事業内容等ヒアリング(プロポーザル審査会) 令和7年4月17日(木)
- (7) 審査結果通知 令和7年4月18日(金)

6 プロポーザル参加表明書に関する事項

(1) 提出書類

参加表明書(様式第1号)

(参加表明書の様式については、ちの観光まちづくり推進機構公式ホームページからダウンロードすること。)

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期限

令和7年4月8日(火)午後5時00分まで(必着)

(提出時間は、土曜日、日曜日及び祝日は除く平日の午前9時から午後5時まで)

(4) 提出先

住所：〒391-0001 長野県茅野市ちの3506 モンエイトビル2F

(一社)ちの観光まちづくり推進機構(担当：両角・田中)

電話：0266-78-7631 F A X：0266-78-7310

Eメール：ask8@chinotabi.jp

(5) 提出方法

郵送又は持参による。(郵送で提出した場合は、到達したことを電話により、第6項(4)の担当者に連絡すること。)

7 質問に関する事項

本要領に関する質問は、参加表明書及び提案書の作成や提出に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問の受付はしない。

(1) 質問書 様式任意

(2) 受付期限 令和7年4月9日(水)午後5時まで(必着)

(土曜日、日曜日及び祝日は除く。時間は午前9時から午後5時まで)

(3) 提出先 第6項(4)に同じ

(4) 提出方法 電子メールによる。

質問と回答は、参加表明書の提出者全員に対し、電子メールにより送信する。

(5) 回答期限 質問の回答は、令和7年4月14日(月)午後5時までに、参加表明書の提出者全員に対し、電子メールにより送信する。

8 提案書に関する事項

(1) 提出書類

- ア 提案書（任意様式）
 - ・提案書の評価内容については、審査要領を参照すること。
- イ 事業者の概要が分かる資料（会社パンフレット等）
- ウ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
- エ 法人定款、決算書、市税等の納税証明書
- オ 同種又は類似業務の実績を証明できる書類
- カ その他必要とする書類（様式任意）
- キ 見積書

(2) 提出部数

- 提案書（上記ア）：9部（正本1部・副本8部コピー可）
- 添付書類（上記イ、ウ、エ、オ、カ、キ）：1部

(3) 提出期限

- 令和7年4月16日（水）午後5時まで（必着）
- （提出時間は、土曜日、日曜日及び祝日は除く平日の午前9時から午後5時まで）

(4) 提出先

- 第6項（4）に同じ

(5) 提出方法

- 第6項（5）に同じ

(6) 応募の辞退

- 提案書を提出後、辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(7) その他留意点

- ①提出書類は、日本工業規格A4版縦型左綴じとする。（A3綴じ込み可）
- ②文字は10ポイント以上とする。
- ③提出書類は理由の如何を問わず返却はしない。

9 審査会に関する事項

「ちのDMO宿泊データ分析システム導入に係る公募型プロポーザル審査要領」に基づき審査会を開催し、最も適した提案者（最適提案者）を特定する。

(1) 対象

提案書を提出した者（ただし、1提案者につき1案のみとする。）

(2) 日時

平成7年4月17日（木）

※提案者に対し、説明を求め、又は質問・照会等を行う場合があります。対面またはWebにより対応できる環境を整えてください。時間及び詳細は、参加表明者に直接ご連絡します。なお、審査会における追加資料の配布は認めません。

(3) 場所

未定（後日通知）

(4) 出席者

3名以内

(5) 内 容

提案に関するヒアリングは40分程度を予定している。(説明30分、質疑10分)

(6) 審査結果の公表

ア 審査会による最適提案者の特定後、速やかに提案者全員に審査結果を文書で通知する。(電話による問合せには応じません。)

イ 審査結果は、契約締結後にちの観光まちづくり推進機構ホームページで公表する。

(7) 審査結果への疑義

提案者は、審査結果について疑義がある場合は、公表日の翌日から起算して7日以内に、書面(様式任意)により、その理由の説明を求めることができる。

(8) その他

参加表明者が1者の場合であっても、審査会は開催する。

10 失格事項

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格があると確認された者であっても、契約締結以前に、第4項に該当することが判明した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 公平な審査を阻害する行為があった場合
- (4) 本要領に定める手続き以外の方法により、審査委員会又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (5) その他本要領に違反すると認められる場合

11 その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提案書等の取扱い
ア 提出後の提案書等の訂正、追加提出は認めない。

12 提出及び問い合わせ先

〒391-0001 長野県茅野市ちの3506 モンエイトビル2F
(一社) ちの観光まちづくり推進機構(担当: 両角・田中)
電話: 0266-78-7631 FAX: 0266-78-7310
Eメール: ask8@chinotabi.jp